

第4章 傷害死亡保障条項

(傷害死亡共済金の支払事由)

第32条本会は、被共済者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故（この約款において「事故」といいます。）によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、共済加入証書記載の傷害死亡・後遺障害共済金額の全額（既に支払った傷害後遺障害共済金がある場合は、その共済金額から既に支払った金額を控除した残額）を傷害死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

2. 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。以下同様とします。
3. 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第1項の傷害によって死亡したものと推定します。

(傷害死亡共済金を支払わない場合)

第33条本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害死亡共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者または被共済者の故意。
- (2) 共済金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が共済金の一部の受取人であるときには、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- (4) 被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
- (5) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失。
- (6) 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、本会が共済金を支払うべき傷害を治療するときには、この限りではありません。
- (7) 被共済者に対する刑の執行。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (10) 第(8)号または第(9)号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (11) 第(9)号以外の放射線照射または放射能汚染。
- (12) 被共済者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。
- (13) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被共済者が操縦している間。